

## 近世ロンドンの転入住民名簿

—役職と移動に関する一資料—

中 野 忠

はじめに<sup>1)</sup>

17世紀前半、ろくろ師で熱烈なピューリタンのロンドン市民ネーミア・ウォリントンは数千ページにも及ぶ備忘録や日記などの膨大な手稿を残した。いまだ識字社会への移行が始まったばかりの社会にあって、これだけの文書を書き遺した彼はまったく例外的な市民だった。だが父を継いで「世襲」でフリーメンになったこのろくろ師は、もう一つの点でも例外だったとされる。彼はロンドンの生まれた小さな教区 (St Leonard's Eastcheap) で、一生過ごしたのである<sup>2)</sup>。

一般に、都市は人の移動の激しい場所だったとされる。その程度は、都市の規模、経済的社会的性格、交通手段、人口学的条件などの違いによって大きな差があったであろう。だが、こうした移動性、流動性の激しさこそが、都市社会特有の不安定、匿名性、希薄な隣人関係、デラシネの感情を生む一方で、都市の活力や創造性を担保する背景となりうることは、社会学者の分析を待つまでもなく、現代のわれわれも日常的体験を通じて理解している。

伝統的な都市でもまた、人々は様々な理由により都市に流れ込み、またそこから去っていった。それはどれぐらいの規模であったのだろうか。伝統的都市でもまた、人の移動の激しさは、人々を孤立させたりコミュニティの形成を弱めたりする要因とはならなかったのだろうか。都市の歴史にとって興味深い問題でありながら、これに答えるような研究はかならずしも多くない<sup>3)</sup>。その大きな理由は、そもそも伝統的な都市で人々がどの程度、

1) 本稿の一部は「イギリス史研究会」(2012年4月7日、青山学院大学)で報告した。参加者の方からいただいた貴重なコメント、ご意見に感謝したい。

2) Sheaver, Paul S., *Wallington's World. A Puritan Artisan in Seventeenth-Century London* (London, 1985), pp. 1-2, 68. この教区は17世紀前半、73軒の家があるだけの、ロンドンでも最小の小教区の一つだった。Filay, Roger, *Population and Metropolis. The Demography of London 1580-2650* (Cambridge, 1981), p. 170.

3) これまでの研究については、中野忠「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会—ロンドンの事例から—」『早稲田社会科学総合研究』第10巻、3号(2010)の脚注を参照せよ。

どのように移動したり入れ替わったりしたかを明らかにするための基礎作業が容易でないからである。

人の移動を知るために最も有益な資料の一つは、ある地域の複数年にわたる住民リストである。模範となるのは、農村に関するものであるが、いうまでもなくラスレットの今や古典的といつてよいコクノーとクレイウォースの事例研究である。二つの事例が選ばれたのは、これら集落について特別に詳細な住民リストが残されていたからであった<sup>4)</sup>。しかしこのような資料的に特別の条件が恵まれない地域であっても、単純に人の出入りを調べるには、何らかのかたちの住民リストが複数残存していればよい。そこに掲載された名前をたどることによって、移動の基本的な側面を知ることができるからである。17世紀以降にかぎっていえば、そうした資料は、いずれも人の動きを正確に把握するためには欠陥の多い資料だが、かならずしも少ないとはいえない。本稿の目的は近世ロンドンに関してどのような住民リストが残されているかを紹介し、そのうちの一つの例を分析して見ることである。

### (一)

地域の住民の名前を列挙した資料という点からいえば、17、18世紀のロンドンには恵まれた都市といえる。近世ロンドンの教区 parish や区 ward、あるいはその下位単位である街区（小区、町 precinct）ごとに様々な種類の住民のリストが残されているからである。それらが作成された目的や理由は多様であった。

一つの最も大きな動機は課税、借款あるいは各種の分担金の査定である。それにも様々な性格のものがあった。代表的なものは、必要に応じて全国的に課せられた直接税 taxes や強制借款 forced loan、賦課金 assessment などの国税である。17世紀以降のイングランド国民は様々な名目の課税や借款を引き受けることになった<sup>5)</sup>。炉税 hearth tax、人頭税 poll tax、国庫上納金 aid、結婚税 marriage duty assessment など、中央政府の戦費調達をはじめとして、民兵の組織、軍隊の解散、救貧といった多様な財政的必要から課せられたこれらの諸税の徴収にあたっては、担税者のリストが作成された。それらは膨大な量ののぼったはずだが、今日まで残されているのはごく一部にすぎない。だが一つの地域について複数の年にわたってこれらの記録が残っている場合には、構成員の入替りをチェックす

4) Laslett, Peter, *Life and Illicit Love in Earlier Generation* (Cambridge, 1977), pp. 50-101; P. ラスレット／斎藤修編著『家族と人口の歴史社会学：ケンブリッジ・グループの成果』（リプロポート、1988）、57-136ページ。

5) Jurkowski, M., Smith, C. L. and Crook, D., *Lay Taxes in England and Wales 1188-1688* (Richmond: Surrey, 1998), pp. 170-274; Braddick, M. J., *The Nerves of State. Taxation and the Financing of the English State, 1558-1714* (Manchester, 1996), M. J. ブラディック著『イギリスにおける租税国家の成立』酒井重喜訳（ミネルヴァ書房、2000）。

る資料として用いることができる。17世紀後半のロンドンについては、比較的多くのものが残っている。査定の基準の違い、通り名の変更などがあるため比較・照合には制約はあるが、いくつかの区については、これら直接税の担税者名をリンクすることによって、ある程度、区ごとの人の入替りを立証することができる<sup>6)</sup>。例えば、人頭税の場合、1660年から1698/9年にかけて8回課税され、区ごとの査定記録が作成されたが、区によっては数回にわたる記録が残っている場合もある。

しかし国税は毎年連続して課せられたわけではないし、なによりもこれらの査定記録は住民すべてを捕捉しているわけでもない。よく知られているように、土地や動産、資産が課税の基準に達しないため、少なからぬ住民が課税を免れたからである。また大部分の課税記録がそうであるように、この時代のたいていの課税記録でも、担税者は独立の世帯主であり、したがって、原則として成人の男性のみがリストされている。人頭税や結婚税の場合には、担税能力のある世帯主の子どもや奉公人、女性も含まれているが、すべての査定記録に彼らの姓名まで書かれているわけではない<sup>7)</sup>。そのためこれらの人びとについては、姓名のリンケージによって出入りを確認することが困難な場合がほとんどである。近代以前における移動を論ずる多くの研究は、もっとも高い移動性をもつのは、奉公人層であることを立証している<sup>8)</sup>。したがって、住民全体の移動を分析するためには、特に奉公人の動向を調べるのが決定的に重要であるが、課税の記録からそれを知ることはまずできないといつてよい。

同様な欠点はあるが、課税基準も課税額も比較的安く、したがってより広い住民層にまで負担されたと思われるものは、地域のために地域の住民から徴収された様々な目的の税である。そのうち最も重要なものは、いうまでもなく救貧税の査定記録である。救貧の対象となる貧困な住民は含まれていないという点では、これもまた網羅的なものではありえないが、一般的に言えば、独立した世帯主に関してはかなり包括的な住民リストとみなすことができる。救貧税は教区委員 church warden や教区貧民監督役 overseer's of poor によって査定され徴収された。それらの査定ないし徴収記録はしばしば一つの資料にまとめられて残っている。移動をチェックするための資料として救貧税記録が国税の査定記録よりも優れているのは、それが毎年（あるいは四季ごとに）作成された点である。したがって、良質な救貧税記録が残存している場合には、人の入替りを年毎に追跡することができ

6) 一つの試みとして、中野忠「近世ロンドンの地域社会と役職制度—聖ダンスタン教区の事例（上）（下）」『早稲田社会科学総合研究』第11巻、3号（2011）、第13巻、1号（2012）、（上）、37-42ページ。

7) Arkell, T., 'An examination of the Poll taxes of the late seventeenth century, the Marriage Duty Act and Gregory King' in K. Schurer and T. Arkell, eds. *Surveying the People. The Interpretation and Use of Document Sources for the Study of Population in the later Seventeenth Century* (Oxford, 1992), pp. 142-80.

8) ラスレットの調査はその最もよく知られた例であるが、Kussmaul, Ann, *Servants in Husbandry in Early Modern England* (Cambridge, 1981) なども見よ。

る。

17世紀には救貧税の記録に加えて、新しい地域の分担金加わることになった。これはロンドンの地域の変化とも関連している。地域社会は住民が様々な役職や義務の負担を通じてその運営に参加することで成り立っていた。しかし負担の一部は、17世紀頃よりしだいに実質的に金銭による代納によりとって代わられることになった<sup>9)</sup>。後にも見るように、とくに清掃役と治安役がその対象とされ、この事実上の「免除金」徴収のための査定簿も作成されるようになる。治安役職の場合、17世紀にはその大部分が有給の専任者にとってかわられている区もあった<sup>10)</sup>。後に見るように、清掃請負人 raker のための分担金が毎年清掃役によって徴収されるようになった街区もあった。清掃役の実際の役割は、ごみの収集を自ら行うことではなく、このレイトを徴収することだった。ロンドンの場合、制定法によって17世紀後半には住民生活を統制する法制的枠組みが作られたことが、この種の分担金徴収の背景にある。1662年の「公道と下水道を修理し、シティ、ウェストミンスターとその近辺の道路を舗装し清潔に保ち、シティとその付近の通りでのいざこざや混乱を改め、辻馬車を規制し許認可を与え、狭く不便な通りを拡幅するための」制定法(14 Car.II., C.2)がそれである。この法では、住民は通りを清潔に維持するための清掃役、掃除請負業者、その他同様な役職者の賃金・給与を確保するために、ロンドンのすべての教区および街区の教区民、住民は、地方税 rates、国税 taxes、査定賦課金 assessment を支払うべきものとされている<sup>11)</sup>。

その他にも、地域住民の奉仕義務が同様なレイトによって金銭的な負担に代わっていく例がある。例えば夜警 watch である。これももともと住民が交替で勤務すべき義務であり、近世でもこの義務を実際に住民が負担する地域も少なくなかった。しかしこれに関しても夜警税 watch rate を徴収し、それで専業者としての夜警を雇う慣行が広がっていた<sup>12)</sup>。さらに18世紀になると街灯分担金(ランプ税)のような新しい地域税も徴収されるようになる。やがてこれらの諸分担金は、救貧税と合わせて統合税 consolidated rate となり、地域の諸活動を支える実質的な「地方税 rate」となっていく。

これら地域の住民税の場合にも、負担できない貧民がいたはずであり、担税者のリストはけっして全住民を掲載しているわけではないが、国税の場合よりも捕捉率は高いといえる。こうした記録が連続して残されている場合には、年々の名簿を長期に比較・参照すること——大いに時間と労力を必要とする作業であるが——を通じて、地域社会の住民の入

9) 中野忠「商人の「共和国」」『比較都市史研究』第30巻、1号(2011)、45-61ページを参照せよ。

10) Beatie, J. M., *Policing and Punishment in London 1660-1750* (Cambridge, 2001); 中野「商人の共和国」、47ページ。

11) Cannan, E., *History of Local Rate* (London, 1912; reprint edn. 1980), pp. 124-26. これは9年の時限立法だったが、同様の目的の法が1690年にも制定された。II W. & M. sess. 2, c. 8.

12) 例えば、一つの例として、セント・ブライド教区(ファリンドン外区)をあげておこう。CIC/W/JB/043/MS06613 (St Bride Fleet Street Precinct: constable's (watch) rate assessment books).

替りを、国税記録以上に正確に検証することができる。

ロンドンの住民リストにはさらに、課税とは直接関連のないタイプのものもある。区ごとに作成された住民登録である。これは中世以来、区集会とそこで行なわれる十人組検査と関連している<sup>13)</sup>。中世の区集会にあたっては、審問さるべき項目を列挙した審問条項が読み上げられた。近世に至っても、区集会では同様な仕来りが踏襲されており、1617年の例によれば、区内に住んでいるすべての人物の姓名、居住場所、職業と営業を記した名簿 a roll of names が作成され保持することが求められている<sup>14)</sup>。居住場所については、どの治安役の街区か、また通り、横丁あるいは裏通り、目印に至るまで詳しく記すこととされ、さらにその街区に新たに着いた人物の姓名については、治安役がその都度報告する義務があり、治安役登録簿 constable rolls を完全なものにしておくべきことが確認された。区内の宿屋、または2日以上にわたってその家に滞在する人物を受け入れる者は、その人物の来訪から3日たたないうちに、滞在する街区の治安役に寄留者の姓名などを知らせねばならず、治安役は、月に一度、または必要となればもっと頻繁に、それぞれの街区にどのような人物が新たにやってきて居住または寄留するようになったか、慎重に調査しなければならないとされた。

十人組組織 frank pledge の徹底も求められている<sup>15)</sup>。この時期には宗教的に疑わしい人物をチェックすることがその課題となっていた。区内に居住・滞在しながらこの検査を受けていない者がいるかどうか、また、12歳以上で1年間、この区に住み続けながら、国王に信義と忠誠を誓っていない者がいないかどうか、シティの法と慣習にしたがって、慎重に調査すること、さらに次回の市参事会一般法廷で大陪審・小陪審 jury men を勤めることができる人物全員の姓名を提示することも要求されている。

このように、住民リストが作成されねばならない理由や動機はいくつもあったのである。それらのリストが実際に作成されたかどうかについては不明な点も残るが、少数ながらそのうちのいくつかは現在も参照することができる<sup>16)</sup>。

13) Rilly, H. T. compiled, *Liber Albus: The White Book of the City of London* (1861), pp. 226–27.

14) 17世紀になるとそれらは印刷物として回覧されたため、複数の版が多数残されている。An Act for the reformation of divers abuses used in the Ward mote Inquest London 1617; BL 230. k. 25. BL 1130 b5 [Political Tracts] 1も同じ版である。詳細は中野忠「近世ロンドンの行政区をめぐる一資料—区審問条項—」『早稲田社会科学総合研究』(2000)を見よ。

15) 17世紀の宣誓書によれば、十人組に組織されるにあたっては、国王に対しても都市の主導者に対しても従順で、都市役人が職務を遂行するのを助け、犯罪人を逮捕し監獄に収監するまで、役人に従って通りから通り、区から区と巡回すること、区内に疑わしい集会があるなどのことが分かれば、市参事会に知らせること、などの宣誓を行なった。Lee, W., *The Book of Oaths and the Several Forms thereof both Antient and Modern* (London, 1649), pp. 67–68.

16) たとえば、ブリッジ内区のリストは1634年からほぼ毎年連続して残存している。GL, MS 3461/1 (Bridge Within Wardmote Inquest).

## (二)

住民リストは王政復古期以後も作成され続けたが、その内容や目的はしだいに変化していった。一つの転機となったのは1666年の大火である。10万人が家を追われたともいわれる大火は、一時的にせよ、住民の移動を極端に高めた<sup>17)</sup>。「かの恐るべき大火 *dreadful fire*」以後、シティ内に住むことの負担や拘束を嫌って以前の場所に戻ることを拒む住民に、市当局は帰還を促し、新築された家への入居者を募るために市民特権 *freedom* やカンパニー加入の条件引き下げが行われた<sup>18)</sup>。その一方で、地域にどのような人物が転入したかを記録することは、地域社会の再建にとっても一層欠くことのできない手続きとなった。また特定の教区への帰属を義務付けた1662年の教区籍法（定住法 14 Car 2 c 12）が制定されて以後は、教区の負担となる貧民をチェックするためにも、住民の登録は地域社会にとってますます必要とされるようになった。

さらに重要な要因は、地域の役職に関わる住民リスト作成の必要性が高まったことである。近年の研究が強調してきたように、ロンドンの地域社会は、住民が地域の治安や環境を監視・統制するための役職を引き受けることで成り立っていた<sup>19)</sup>。審問条項の例のなかで陪審員の候補者に関連してあげられているように、王政復古期以前にも、地域社会の役職者を選ぶための住民リストが作成されることもあったが、17世紀には、陪審員だけでなく、区や教区の役職の担当者を確保することが地域社会の重要な課題になっていた。役職は多くの都市住民にとって、できれば免れたい負担であり、それが以前の住民が大火後にシティに帰還することを渋った理由の一つでもあった。役職の義務は料金を支払って免除されることもできたため、実際に役職を引き受ける住民を確保することはますます困難になってきた<sup>20)</sup>。

この事実を反映して、1670年前後より、教区（街区）に転入した順に名簿を作成するだけでなく、それに地域の役職の経験、あるいは役職の免除のための料金の支払いの有無、さらにいつ当該地域から転出したか、ないし死亡したかという当人の経歴を書き加えたリストが作成されるようになる。一つの例は聖ミカエル・バッシショウ *St Michael Basshishow* 区の記録で、そこには住民の名前の後に、勤めた、ないし料金を払って免除された役職名、または転出、死亡の時期が年代順に列記されている。住民リストというよりは、一種の役職勤務表というほうがふさわしい内容の資料といえる<sup>21)</sup>。

17) さしあたり、中野忠「近世ロンドンの地域社会と役職制度」(上)、37-42ページ。

18) Reddaway, T. F., *The Rebuilding of London after the Great Fire* (London, 1940), pp. 300-306.

19) この点についての研究は数多くあるが、Archer, I., *The Pursuit of Stability. Social Relations in Elizabethan London* (Cambridge, 1991); イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』(刀水書房、1999)などを参照せよ。

20) 中野「近世ロンドンの地域社会と役職制度」(下)、89-100ページ。

21) その一つの例、バッシショウ区のリストについては、中野「イギリス近世都市における移動、役

このような新しい住民リストの作成の動きは、地域社会におけるもう一つの変化と並行して進んだ。区の下位単位である街区の自立化傾向である。教区が救貧行政の単位としてその世俗的な機能を高める一方で、区の行政や役人選出の実質的な機能は街区に移って行った。教区と街区は重なり、その構成員が同じ住民から成り立っていることも少なくなかった。そのため、区（街区）の役職者に関する記録が教区の記録に掲載されるような事態も生じた。こうした傾向を反映して、17世紀後半には独自の街区の記録を作成する動きが現れてくる。

その最も明白で典型的な事例がブロードストリート区の聖クリストファー・ル・ストック St Christopher le Stock 街区（教区）である<sup>22)</sup>。1670年から作成が始まる新しい帳簿は、それまでの住民リストとは異なった名簿を作成することを明記している。

注目すべきは冒頭部分で、街区住民により遵守さるべき規則や、この帳簿の作成とその利用や管理にあたっての規則が列挙されている。煩をいとわず引用してみよう。第一に、以後、街区の規則、選挙等は教区会議事録ではなく、この帳簿だけに記入されること。第二に、この帳簿は当面市会議員または教区委員が保管すること。第三に、当面、この街区に住んでいる教区委員が市会議員の役を勤め、街区集会を招集すること。この帳簿はこの集会でなされた決定事項、選挙、役人の提言を記録するために作成すること。第四に、教区委員は聖トマスの日（4月20日）の4日前に街区集会を招集し、そこで役人候補を選ぶこと。第五に、毎年、3月25日以前に市会議員、教区委員および最古参住民 the Auncientest Inhabitants of the said Precinct により査定された清掃役名簿 the Scavingeres Roll が作成されること。第六に、将来の役職選挙のために、すべての住民はこの街区に転入した順に本帳簿に記入されること。第七に、規則の変更は街区集会の投票によってのみ行なわれること。第八に、街区集会にはすべての世帯主が召集され、討議事項の決定は投票によること。第九に、議長は市会議員または教区委員が勤めること。第十に、区集会に提出される役人名は、市会議員候補2名、審問人2名、治安役、清掃役とすること<sup>23)</sup>。

ここにはまず教区とは区別された、市政の下位区分としての街区という地域単位の独立性を示すための文書であることが強調されている。街区の集まりの目的は、区の役職者を選ぶこと、その候補者を確保しておくことであった。街区は二つのタイプの住民リストを作成することが求められている。一つは、役職候補者となりうる転入者であり、もう一つ

職、地域社会」、12-16 ページにすでに紹介済みである。なおバッシショウ区については、18世紀に関するものではあるが、詳細な分析がある。丸藤准二「18世紀ロンドンにおける都市小共同体の活動—セント・ミカエル・バッシショウ区の事例—」『研究年報：経済学』（東北大学）第65巻、第4号、89-106 ページ。

22) この街区の記録の一部は転写されて刊行されている。Freshfield, E., *Minutes of the Vestry Meetings and other Records of the Parish of St. Christopher le Stock* (London, 1886); do., *The Account Book of the Parish of St. Christopher le Stock in the City of London 1662-1685* (London, 1895).

23) CLC/W/GF007/MS 4426 (Broad Street Ward: St Christopher le Stock. Minutes 1670-1729).

は、街区のごみ処理などを担当する清掃役のために住民に課される分担金負担者の名簿である。集会の議長、分担金の査定など街区の運営にあたっては、教区委員や「古参住民 ancient inhabitants」<sup>24)</sup>などの有力者が指導的な役割を果たした。しかし少なくとも形式的には、街区の運営には「すべての世帯主」が参加することが求められ、議決は投票によってなされるべきことも明記されている。

続いてこの帳簿にはバッシショウ区の例と同様な、次のような名前と転入の年を記した名簿 (The Names of the Inhabitants of the Precinct of St Christopher in the Ward of Broad Street according to succession) が掲載されている。

D	Peter Aylworth	.....	1651
G	William Droper	.....	} 1655
G :	John Elliot	.....	
G :	William Horsley	.....	
	Samuel Powel	.....	1657

表中のDは死亡、Gは転出 (gone) を示す。この表には1673年までの転入者が記されているが、それ以後の転入者はまとめて別のリスト (例えば、次のリストは1674年から1688年まで) に掲載されている<sup>25)</sup>。

それに続いてこの帳簿には、清掃請負業者に支払う清掃役分担金の負担者が毎年連続して記録されている。毎年75人程度が担税者として記載されているが、総額は通常12ポンド前後と少額である。一人当たり最大でも20シリング、最低額は5シリングと少額であるため、かなり幅広い層まで捕捉するリストだったと推定される。住民の入替りを調べるためにかなり有望な資料といえる<sup>26)</sup>。

17世紀最後の四半期になると、各地域でこの種の役職リストが作成されるようになり、その一部は現在まで残っている。移動の研究にとって興味深いのは、18世紀に入ると、

24) ロンドンにかぎらず、「古参住民」「長老」といった表現は地域の有力者を呼ぶ場合の慣例的呼び方であったが、それが年長者を指すのか、地域の古くからの住民を指すのか、はっきりしない。しかしそれはかならずしも地域に何代にもわたって住みついできた地元の顔役を意味したとはかぎらない。農村社会では、教区の役職を担うグループは、そうでない階層よりも長く当該教区に住む傾向があり、これら少数の人々はしばしば長老と呼ばれていた。同様な呼び名は都市でも見られた。16世紀後半以降、しだいに整備されてくるウェストミンスター、聖マーティン教区では、役職を担当する教区のエリート層が形成されてきた。こうした封鎖的教区 closed parish の有力者である彼らは「長老」と呼ばれるようになった。French, H., 'Ancient inhabitants: Mobility, lineage and identity in English rural communities, 1600-1750', Dyer (ed.), *The Self-contained Village? The Social History of Rural Communities 1250-1900* (Hatfield, 2007), pp. 93-94; Merritt, J. F., *The Social World of Early Modern Westminster. Abbey, Court and Community, 1525-6140* (Manchester, 2005), p. 137.

25) CLC/W/GF007/MS 4426, fols. 7, 23.

26) この資料の分析は別の機会に行う予定である。



転入の時期だけでなく、役職勤務の経歴や転出の時期も記入した記録が現れるようになることである。早い時期の例としては、ファリンドン外区のラドゲイト教区に関するものがある<sup>27)</sup>。地域の役職に関する情報整理により特化した住民リストだといってよい。

そのうちの一つ、18世紀後半から19世紀初頭にかけての聖オールバン・ウッドストリート St Alban Woodstreet 教区（街区）（以下、聖オールバン教区と略記）の記録を次の節で分析してみることにしよう。

### （三）

聖オールバン教区はシティの中心からは北に外れた市壁に接するクリップルゲイト区に属する、教区と街区が一致する地域社会である。18世紀には112戸の家屋を抱える比較的小さな教区だった<sup>28)</sup>。同様な記録は以前から作成されていた可能性は高いが、現在残されているのは1770年に作成されたとされるもので、冒頭に、The Names of the Severall Inhabitants of the Parish of Saint Albans Wood street of London James Humphreys Vestry Clerk thereof anno domine 1770 という表題が記されている（以下、「転入住民名簿」と略記<sup>29)</sup>）。記録は羊皮紙の表紙で綴じた大判の冊子体の形で残されており、全部で38葉の紙の裏表に書かれている。まず最初に記録の転写を示しておこう。

名前は姓のABC順にまとめて掲載されている。しかし表の最初の部分の例でいえば Auckland の後に Allwright とあるように、アルファベット順に並べられているわけではない。この教区に参入した年と四季ごとの時期、そのあとに治安役、ランプ税徴収役、区審問役 questmen、教区監督役、教区委員の5人の役職名が並べられる。この順位は、富と年齢の差異をもとに構成される役職の位階の順位にそうもの、つまり典型的な例でいえば、比較的若くて経済的基盤が弱い住民はまず治安役に就くことから始め、いくつかの役職を経験したのちに、教区委員に就任する、という「昇進」のプロセスを想定したものと見ることができる<sup>30)</sup>。

27) CLC/W/JA/019/MS01319 (St Martin Ludgate Precinct: minute book). 名簿には次のようなタイトルが付けられている。An Exact account of all the inhabitants of the parish of St Martins Ludgate London residing in the Ward of Farringdon without with the times of their commencing housekeepers in the said Parish and what Parish or Ward Officers they have respectively served or fined for and the particular times when — Being an account of the true state for the parish as it was at Ludgate 1726.

28) Chancellor, William, *Some Account of the Several Wards, Precincts, Parishes in the City of London* (London, 1772), p. 37.

29) P69/ALB/002/0267/001. 別に P69/ALB/002/0267/002 があるが、二つは同じ記録の別のコピーと思われる。後者にはインデクスも付されており、前者をもとに作成されたものとも推定される。しかし文字が薄れて判読がむずかしく、本稿では前者のみを使用する。

30) 先のラドゲイト教区の例では、清掃役、治安役、審問役、下級教区委員、上級教区委員の順になっている。CLC/W/JA/019/MS01319. しかし現実はこの典型コーストは大きな差があることについては、中野「役職制度」などを見よ。

転入者ごとに、それぞれの役職を勤めた、あるいは免除を受けた年が記される。記録の最後には当人が転出（場合によっては死亡）した年と時期<sup>31)</sup>が記されている。聖クリストファー教区の例と同様、役職を経験しないで転出した場合は、退去 gone を意味する G が記されることがある。また死亡した場合には D ないし死亡と明記されることもある。

資料：Parishioners Names Who Commenced Served & Fined for Ward & Parish Offices

Names	Commenced	Constable	Collector Lamps &	Quest	Overseer	Ch Warden	Left the Parish Anno
		Serv year	Serv year	Serv year	Serv year	Serv year	
Adams James	Xmas 1746	Serv 1755	Serv 1753	Serv 1758	Serv 1752	Serv 1765	D
Allen John	Lady day 1752	Serv 1766	Serv 1764	Serv 1772	Serv 1756	Serv 1769	D
Alexander Richard	Midsum 1758	Serv 1769	Serv 1767	?	Fined 1762	Fined 1762	Xmas 1772
Axford widow	Xmas 1758	D	D	D	D	D	Xmas 1770
Abraham Jacob	Midsum 1770	G	G	G	G	G	Midsum 1772
Amson John	Midsum 1770	G	G	G	G	G	Midsum 1773
Allom Richard	Midsum 1770	G	G	G	G	G	Lady day 1772
Atkinson Walter	Midsum 1770	Serv 1781	Serv 1783	Serv 1784	Serv 1776	Serv 1784	Dead
Auckland	Lady day 1771	G	G	G	G	G	Xmas 1771
Allwright John	Lady day 1774	Serv 1784	Serv 1788	Serv 1779	servd go & part g		Dead 1791
Allen Thomas	Midsum 1782	G	G	G	G	G	Xmas 1782
Aderson Robert	Lady day 1783	G	G	G	G	G	Lady day 1784
Addenbrook John	n.a.	G			Serv 1784	G	Xmas 1785
Aldridge Thomas	Gone	G	G	G	G	G	Xmas 1789
Atkins Thomas	Lady day 1799	G	G	G	G	G	Mich 1799
Aked George	Midsum 1822	G	G	G	G	G	Lady day 1827

このいわば役職履歴に関するデータベースともいえる記録がどのような手続きで作成されたかは明らかでない。筆跡から判断して、また、先の聖クリストファー教区の例から推測しても、転出入があった時期ごとに逐次作成されたものではなく、何等かの覚書をもとに、ある年度に参照しやすいようにまとめて整理され、同一人物によって書き写されたものと判断される<sup>32)</sup>。記録は完全なものというには程遠い。以下で見るように、死亡や転出の時期にはしばしば記録漏れがあり、転入して以後、何の追加記録もないケースも少なくない。しかし不完全ではあるが、どれだけの期間、この教区に留まったかという情報を提供する点で、移動に関する直接的な資料といってよい。

最も古い参入者は1722年までさかのぼる（この年のクリスマスに転入した William Hall）。しかしこれはまったくの例外で、1730年代は2人、40年代は19人いるだけで、ほとんどが50年代以降に転入した者の記録である。一番最後の転入者は1827年であるから、ほぼ100年間の記録で、この間、何らかの記録が掲載されているのは合計802人、そ

31) 聖母マリアの祝日（3月25日）、ミッドサマー（6月21日ごろ）、ミカエル祭（9月29日）、クリスマス（12月25日）の四期。

32) 他の教区、街区の記録からそれは推定される。

のうち、転入の年度がわかるのは770人いるが、転出の年度が記載されているのは625人だけである。転入のみ、および転出（または死亡）しか判明しないもの、記載漏れや不自然な年度記載などの不明な部分を除くと、結局のところ、分析の対象とするのは72.6%の582人にすぎない。そのうちの25人（4%）は、転出によってではなく、死亡したためにこの転出入リストから外れることになる。

第1表 転入者の停留期間

	人数	%	うち死亡
50年以上	2	0.3	—
40年以上	5	0.9	2
30年以上	12	2.1	3
20年以上	25	4.3	3
15-19年	36	6.2	4
10-14年	52	8.9	4
5-9年	122	21.0	5
3-4年	99	17.0	3
2年	75	12.9	1
1年	108	18.6	—
1年以内	46	7.9	—
合計	582	100.0	25

転出入の判明するものについて、転入から転出まで停留期間を年ごとに分類してみたのが次の表である。

この表を一見して明らかになることは、停留期間の短さである。1722年にこの教区に転入し治安役職などを4回勤め、教区委員の役職については料金を支払って免除されたのち、1773年に転出するまで51年間もこの教区に留まったWilliam Hallの例、あるいは1777年にこの教区に転入し、リストにある役職をすべて勤め、同じく51年後の1828年に転出したWilliam Bradleyのような例もある。だがそれらはごくまれな例で

ある。転入してから20年以上もこの教区に留まったものは全体の7%にも満たない。反対に、多くの転入者はごく短期間のうちにここから転出した。転入者の四分の一は1年ほどの間にこの教区を離れていったし、半分の転入者がここに留まったのは長くて4年程度だった。10年以上の停留者をとっても、転入者のせいぜい2割ほどにすぎない。転入・転出の判明するものについて、その全員の平均停留率は6.6年だった。後述でも触れるように、資料の正確さ、捕捉範囲については問題が残るとしても、この表はロンドンの地域社会がきわめて人の動きの激しい場所であったことを歴然と物語っている<sup>33)</sup>。

この移動の頻繁さは、当然、役職就任の機会にも影響を与えた。リストされた802人から不明な3人を除いた799人のうち、表中の役職のどれかに就任したものは、213人だけだった<sup>34)</sup>。それに加えて、料金を支払ってどの役職にも就かなかったもの、あるいは専門職従事者であるなど合法的理由で免除されたものが8名いた。これを合わせても、役職に就くか料金を免除を受けたものは、リストに掲載される転入者全体の27%にも満たない。転入者の四分の三近くは、一度も役職に関わることなく、この地域を去って行ったのであ

33) 他の地域についての別の資料による移動の研究については、中野「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会」4-8ページなども参照せよ。

34) しかし他の地域に比べて、この数値はかならずしも小さいとはいえない。例えば、ラドゲイト街区の例では、転入者の大部分は「料料による免除 fined」を受けており、役職に実際に就いた転入者はかぎられていた。CLC/W/JA/019/MS01319。

る。役職を引き受けた者も、その関わり方は限られていた。次の表は役職の就任状況を回数ごと——一人が同じ役職を数度勤めることもあった——に分類したものである。

第2表 役職経験と停留年数

回数	人数	%	平均停留年数
～10	1	0.1	n.a.
7～9	23	2.9	28.1
6～5	37	4.6	22.1
4～3	39	4.9	21.6
2	54	6.8	11.3
1	59	7.4	10.0
小計	213	26.7	16.0
経験なし	586	73.3	3.4
合計	799	100.0	6.6

転入者の中には、1805年にこの教区に転入し、1814年に貧民監督役を引き受けて以後、すべての役職を経験し、1819年、20年に教区委員、1826年と27年には治安役と審問役の両方など、あわせて10回もの役職を勤めた Thomas Orchard、あるいは1790年に転入し、1796年、97年に貧民監督役を勤めたのを皮切りに、1820年に死亡するまで

の30年間に合わせて9回の役職を経験した Thomas Kidder のように、この教区に定着し、地域の指導者になるものもいた。当然、役職を頻繁に勤めるためにはこの地域にある期間、定着しなければならない。表はその関係をほぼ正確に表している。3回以上、役職を勤めたものは、20年以上、この教区に停留していた。転入者の10%ほどは、この教区に定着したのである。全体から見れば少数とはいえ、転入者の中にはこうした定着層がいたことは、地域の役職制度の連続性、安定性のためには重要な要素だった。これに対し、1回か2回しか役職につかなかった転入者がこの地域に住んでいたのは、せいぜい10年間ほどだった。リストの大部分を占める役職と関わりをもたなかった転入者の平均停留率は、わずか3.4年だった。

二つの表は、この教区が一握りの定着したグループと、多数の一時的停留者層からなる流動性の高い地域だったことを示しているといえる。だが「移動-定着層」にとっても、この教区が「終の棲家」のある場所となったわけではない。10年以上住み続けた132人の転入者のうち、ここで死亡したことが確認されるのは27人(20%)だけであり、多くはまたどこかに転出したのである。

リストにはいくつか注記すべき点がある。一つは、このリストには48人の女性が含まれていることである。そのうち寡婦と明記されているのは12人だけである。少なくともこの表に掲載されている役職の就任者は男性に限られており、女性の役職経験者は一人もいない。なぜ女性がこのリストに掲載されたのか、その理由だが、役職候補者ないし経験者の身内であった可能性が高い。

もう一点興味深いのは、転入者のリストの中には同姓同名の人物が20組記載されていることである。それが同一人物なのか別人なのか、あるいは同名の親子(親族)なのか、確かめることのできる資料はない。1812年に転入しその後の記録のない Thomas Smith と、1823年に転入し3年後には転出した Thomas Smith は、名前の平凡さから推定して

も、別人の可能性が高い。1792年に転入し、一度貧民監督役を料金の支払いで免除された後、1809年に転出した William Brass と、1805年に転入した後、ここに定着し 1829年に教区委員を勤めた同姓同名の William Brass は明らかに別人であるが、親子か親族であったかもしれない。他方で、1803年に転入し3年後には転出した Richard Munt と、1808年に転入簿に記され6度にわたって各種の役職を勤めた Richard Munt、あるいは1793年に転入しほどなく転出した（時期不明）John Pickard と 1798年に転入し翌99年には転出した John Pickard は同一人物である可能性は十分ある。同一人物であるとすれば、その数は多くはないとしても、この教区を比較的短期の間に出たり入ったりする住民もいたことをこれらの例は示している。

注記すべき第三点は、役職就任の順位にあまり規則性がみられないことである。治安役か徴収役が最初に就く役職で、教区委員が最後の役職となるケースが一般的であったとしても、19世紀には、教区委員や貧民監督役を勤めてから治安役や徴収役を勤めるようなケースも増えてくる。貧民監督役を例にとれば、1800年以前に勤めた102人のうち、83人は治安役を勤めたが、1800年から貧民監督役を勤めた46人のうち、治安役を勤めたことがあるものは半分以下の22人だった。これもまた、住民の入替りの頻繁さの一つの結果であり証左であるとみることができる。

#### (四)

この資料が示す高い転入・転出の頻度は、当該地域の高い移動性を表すものとしてのどの程度信頼できるだろうか。地域の役職は本当に頻繁に交替する地域社会のメンバーのなかで分担されたのだろうか。そもそもこのリストには、この地域の主要な住民が網羅されているのだろうか。ありうべき別のケースとしては次のような状況が想定される。これら転入・転出者とは別に、地域社会には一定数の定着住民——例えば数世代前から代々この地域に住む家族——がおり、転入住民名簿には登場しない彼らが役職の重要な部分を担当した。この定着層の存在が役職制度を含めた地域社会の機能の鍵を握っており、それが、激しい構成員の交替にもかかわらず、地域社会の安定性を支える人的基盤だった。彼らは富裕な階層に属し、地域の名家、ボス、あるいは、「社会的権力」と呼びうる力と威信をもつようなグループであったとも考えられる<sup>35)</sup>。こうした移動層と定着層からなるいわば二重構造は、伝統的社会の持続性、安定性を考える一つの類型モデルであり、検討した地域がこのモデルに合致するような社会であったとすれば、転入者リストは移動層のみに関する部分的資料だと考えねばならない。

35) これは日本史の研究者によって用いられている用語の借用である。

聖オーバン教区については、区会議事録や救貧税徴収記録など、この点を検証するために利用できる資料もいくつか残っている。それらを包括的に整理・分析すれば、転入者名簿とその分析の有効性を検証してみることができる。本稿では詳細な分析はできないが、ここでは試論的に、救貧税記録について言及しておくに留める。

この教区の救貧税の最も古いものは1692年の記録で、1723年までの査定が一冊（以下、第1巻）に綴じられて残されている。それから記録は50年あまり中断し、1788年から1800年までの記録が一冊（以下、第2巻）にまとめられている<sup>36)</sup>。記録の仕方に若干の違いがあり、例えば、第1巻は1年ごとの記録であるが、第2巻では四季ごとの査定が記録されている。また第1巻では、救貧税の査定に続いて、清掃役のための分担者と査定額の記録が記載されている。救貧税の年間総査定額は17世紀末には85ポンド前後であったものが、18世紀末には150ポンド近くにまで増加する<sup>37)</sup>。だが査定対象者の人数そのものは、この全期間を通じて105名から120名の範囲に収まり大きな変化はない<sup>38)</sup>。

役職記録から窺われる高い移動率が事実を伝えるものであるかどうかは、毎年救貧税記録の住民リストがそれを検証する一つの証拠となりうる。先述したように、捕捉率の高い年々の担税者のリストは、住民の転出入を調べる有益な資料であるし、このリストに転入名簿に現れない氏名がどれくらいあるかを確かめれば、転入住民名簿とその分析の限界をある程度確定できるだろうからである。

包括的な分析のためにはすべての住人リストを比較する必要があるが、ここでは1791年と1801年だけを試験的にチェックしてみよう。1791年の救貧税担税者リストには102人が査定対象となっているが、そのうち10年後のリストにも登場するのは四分の一の26人だけだった。もっとも、姓が同じで親族または寡婦の可能性のある人々（9人）を加えるとその比率は35%にあがる。それでも10年間で住人（世帯主）の三分の二近くが転出（ないし死亡）したことになる。住民リストを分析した別の教区、街区の事例と比較すると、その比率は格別高いとはいえず、むしろロンドンの地域社会の平均的な移動率といったほうがよい<sup>39)</sup>。

では「転入住民名簿」の転入・転出者は救貧税を担う住民とは異なるグループだったろうか。そもそもこの名簿はどの程度、正確に転入転出者を記録しているのだろうか。もし救貧税担税者のなかに「転入住民名簿」に記載されていない人物が多数いたとすれば、彼らは短期間に転出入する移動層とは異なった定着層だった可能性がある。この点を正確に検証するためにも二つの記録のデータについて包括的な比較分析を行わねばならないが、

36) P69/ALB/C/001/MS01272/01 (1692-1723); P69/ALB/C/001/MS01272/02 (1778-1800).

37) 清掃役分担金もほぼ同じ人数の住民が負担したが、その年間総額はせいぜい20ポンド程度であった。

38) 個人だけでなく、複数の企業者や会社も対象となった。また同一人物が2度、査定を受けているケースも見られる。

39) 中野「イギリス近世都市における移動、役職、地域社会」12-21 ページなどの諸例を参照せよ。

ここでは1791年を例に簡単にチェックしてみよう。

この年度の救貧税の対象となった102人(件)のうち、名前が重複するもの(複数の査定を受けているもの)や会社組織と思われるものなどを除く個人の世帯主だけにかぎれば、89人が残る。このうち転入住民名簿で同一人物(同姓同名)と同定できるのは51人いる。彼らはほぼ疑いなく、早くても1760年頃以降にこの街区に転入した人々である。さらに姓が同一で、転入者の親族であった可能性が高い人物が15人確認される。これをあわせると、救貧税記録の担税者のうち四分の三は比較的最近の転入者ないしその子ども(親族)だったことになる。だが住民名簿で確認できない救貧税担税者が四分の一(22人)が残る。彼らはこの教区に昔から——例えば数世代にわたって——住み着いていた定住層の子孫だろうか。もしそうであるなら、彼らの父ないし祖父の名前は、過去の救貧税リストに見いだすことができるはずである。試みに1719年の救貧税記録を調べてみると、この年に査定を受けた111人の住民のなかに、先の22人と同姓のものは1名を見出すことができるのみである。したがって、この22人が転入者ではなく、すでに1719年までにこの教区に住み着いた定着層の家族の成員だったがために、「転入住民名簿」から漏れた可能性は極めて低い。考えうるのは記録漏れである。特にこの名簿の作成が開始された1770年以前の記録に関しては、役職の経験者であるか、転出時期が明白なもの以外は、転入者であってもこの記録から除外された可能性が高い。しかしそのことは、少なくとも1770年以降に関しては、この記録の信頼性を大きく損なうものではない。

これらの諸点を考慮すれば、「転入者名簿」はこの教区の大部分の住民を捕捉するものであり、この地域の移動の現実を写し出す資料であると結論できる。

### むすびにかえて

17世紀、とりわけその後半以降、ロンドンでは様々なタイプの住民リストが作成されるようになった。課税、救貧、地域自治など、その目的は多様であったが、こうしたリストが作成されるようになったこと自体、ロンドンとそれを取り巻く政治的・経済的状況の変化を反映していると考えねばならない。そのなかで本稿が特に注目してみたのは、転入者と転出者に関する一教区のユニークな記録である。それはロンドンの地域社会の在り方と密接に結びついた住民リスト、役職制度の機能のために作成された記録だった。その背景には役職制度をめぐる諸変化——貧民監督役のような新しい役職の追加、役職忌避と科料による役職免除の拡大、役職担当者確保の必要性の高まり——があった。多くの欠点にもかかわらず、転入住民名簿はこの教区がきわめて人の入替りの激しい流動的な社会であったことを明らかにする。人の移動の激しさは都市社会に共通の属性で、ロンドンに特有のものとはいえない<sup>40)</sup>。しかし構成員が絶えず交替するこの状況のなかで、ロンドンでは

住民参加による役職制度が機能しなければならなかった。地域によっては、役職は多くの住民によって忌避され、免除のための科料収入で代理人を雇用することを通じて維持されたところもあった。だが聖オールバン教区の場合には、18世紀でも多くの役職を実際に引き受ける住民が少なからずいた。とはいえ、それは短期間だけこの地域に停留する移動層とは一線を画する、定着層によって担われていたわけではなかった。むしろ、新規の転入者をこの制度に取り込むことによって、維持されていた。それは地理的近接性を基盤とした「自然の」近隣関係というよりも、たえず更新される一つの社会システムとして機能していたのである。

本稿は文部科学省基盤研究（C）課題番号 23530420 の一部である。

---

40) 江戸もまた激しい人の移動の見られた都市だったことも実証されている。玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』（1967年、近世風俗研究会）、120-138ページ。この興味深い研究については、加藤貴氏のご教示を得ることができた。